

## 1. 趣旨

大阪府住宅供給公社(以下、「公社」といいます。)では、公社ホームページにバナー広告を掲載いたしております。この要項は、掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

## 2. 募集内容

### (1) 広告募集ページ

公社ホームページトップページ URL <http://www.osaka-kousha.or.jp/index.html>

(参考)アクセス件数 月間 約5万件

参考データであり、アクセス件数を保障するものではありません。

### (2) 広告枠数

公社ホームページトップページ

## 3. 広告料

1枠 ・ 1ヶ月につき 21,000 円(消費税・地方消費税を含む)

## 4. 広告掲載期間

毎月1日から

掲載期間は3ヶ月間です。掲載中止の申し出が双方よりない場合は、自動延長する。

メンテナンス等により Web サイトを一時的に閉鎖している期間も掲載期間に含まれます。

## 5. 申込受付期間

掲載希望日の一ヶ月前までのお申し込み

## 6. バナー広告の規格

サイズ 縦 54 × 横 227 ピクセル

広告を掲載する枠の位置は指定できません。

バナー広告の原稿は、申込者の責任及び負担で作成してください。

## 7. 掲載できない広告等

次の者は、広告掲載の申込みが出来ません。また、申込書に虚偽の記載があった場合は、掲載を取り消すことがあります。

- (1) 申し込み時、または決定までの間に大阪府住宅供給公社の指名停止を受けている者
- (2) 掲載する広告について、この要項、大阪府住宅供給公社ストック総合活用要綱、同広告掲載基準、同ホームページバナー広告取扱要領の規定並びに法令に定める広告規制等を遵守できない者
- (3) 納付期限までに広告料を納付できない者

## 8 . 申込み方法

- (1) 掲載希望者は、下記の申し込み先へ電話又はファクシミリでご連絡ください。
- (2) 申込みにあたっては、この要項、[大阪府住宅供給公社広告掲載基準及び同ホームページバナー広告取扱要領](#)を参照してください。
- (3) 申込み受付後、公社にて広告掲載の可否について審査し、掲載又は非掲載を決定して、申込者に通知します。
- (4) 掲載決定通知を受け取られたら、バナー広告の原稿(画像データ)を提出してください。
- (5) 掲載決定通知と併せて広告料の納付方法・期日をお知らせしますので、広告掲載確認後、指定する期日までにお支払い下さい。 3か月分の前納とします。  
(指定の期日までにお支払いされない場合は広告掲載を取り消すことがあります)。  
なお、いったん納付された広告料は、原則として返還いたしません。

## 9 . 掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載中であっても、その掲載を取り消すことがあります。

- (1) 広告主に公社の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) 広告主から書面により、掲載取り下げを申し出たとき。
- (5) 公社の業務上、やむを得ないとき。

## 10 . その他

- (1) 広告主は広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (2) バナー下部に公社が広告内容等を推奨するものではない旨を記載いたします。

## 11 . 申込先 (お問合せ先)

〒541-0042 大阪府中央区今橋2-3-21

大阪府住宅供給公社 総務課 総務グループ

電話 06-6203-7787

FAX 06-6203-7184

電話による受付期間 9:00～17:45 (土、日、祝日、年末年始は除く)